

NACCS業務資料

【輸出取止め再輸入業務】



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

2022年5月更新

1. 概要	P 2-4
2. 入出力画面イメージ	P 5
3. 業務フロー	P 6

現行システムに実装されている「輸出取止め再輸入申告」に係る業務は、関税法基本通達67-1-15（2）に規定する、輸出取止めになった貨物が船舶又は航空機に積み込まれる前に実施する輸入（以下、「輸出取止め再輸入」という。）をシステムを使用して行う場合が該当する。

なお、この業務を行うには、あらかじめ輸出取止め再輸入申告を行う税関の了承を得た上で行う必要がある。

【対象貨物】

システムで輸出許可された貨物

- ・ 申告等種別が「E：輸出申告」、「N：特定委託輸出申告」、「M：特定製造貨物輸出申告」、「T：特例輸出申告」
- ・ 輸出マニフェスト通関申告

【対象業務コード一覧】

- ・ EEB 輸出取止め再輸入申告事項登録呼出し
- ・ EEA 輸出取止め再輸入申告事項登録
- ・ EEC 輸出取止め再輸入申告
- ・ EED 輸出取止め再輸入申告変更事項呼出し
- ・ EEA01 輸出取止め再輸入申告変更事項登録
- ・ EEE 輸出取止め再輸入申告変更

「輸出取止め再輸入申告」に係る業務の入力項目

【入力項目 * 電算関係税関業務事務処理要領抜粋】

〔1〕あて先官署コード（「あて先官署」欄）

イ「通関予定蔵置場」欄への入力内容に基づき当該蔵置場を管轄する税関官署の税関官署コードがシステムにより自動的に出力される。

ロ 入力者の利用者コードについて、輸入申告等先の税関官署コードがシステムに登録されている場合は登録されている税関官署の税関官署コード（「業務コード集」参照）が、蔵置場を管轄する税関官署に優先してシステムにより自動的に出力される。

ハ（注）税関の指示により、自動的に出力された税関官署以外の税関官署に輸出取止め再輸入申告する場合は、当該税関官署を税関官署コード（「業務コード集」参照）で入力する。

ニ（注）輸出申告が自由化申告又は航空貨物に係る申告であって、輸出許可税関官署（輸出許可内容変更承認を受けている場合は当該承認税関官署）に輸出取止め再輸入申告する場合は当該官署を税関官署コード（「業務コード集」参照）で入力する。

〔2〕あて先部門コード（「あて先部門」欄）

輸出許可時の代表輸出統計品目番号に基づき、システムにより自動的に出力される。

ただし、税関の指示により当該部門以外の部門に輸出取止め再輸入申告する場合は、部門コードを入力する。

〔3〕通関予定蔵置場コード（「通関予定蔵置場」欄）

貨物が蔵置されている保税地域又は他所蔵置場所の保税地域コードを入力する。

分散蔵置の場合は、代表とする蔵置場の保税地域コード（「業務コード集」参照）を入力し、それ以外の蔵置場の保税地域コードを「輸出取止め再輸入の理由＊」欄に入力する。

〔4〕申告番号（「申告番号＊」欄）

輸出取止め再輸入申告事項の登録の場合は輸出許可番号が出力され、輸出取止め再輸入申告事項の訂正の場合は輸出取止め再輸入申告番号が出力される。入力（変更）不可。

〔5〕輸出取止め再輸入の理由（「輸出取止め再輸入の理由＊」欄）

輸出取止め再輸入の理由を必須入力する。ただし、輸出取止め再輸入の理由が全角200字（半角400字）を超える場合、又は別途輸出取止め理由の関係書類を提出したい場合は、その旨を入力し、後記特記事項（◎輸出取止め再輸入申告に係る関係書類等の提出）により、理由書を別途提出する。

（注）詳細はP5の入出力画面参照

【特記事項】

◎海上貨物においては出港予定年月日を過ぎることにより、「輸出取止め再輸入申告事項登録」業務（業務コード：E E A）等、輸出取止め申告の関連業務が実施できなくなることから留意すること。

◎「申告添付登録（M S X）」業務の対象である。

◎輸出取止め再輸入申告が実施されることにより、船積み又は搭載がエラーとなる。

◎輸出取止め再輸入申告に係る関係書類等の提出

輸出取止め再輸入申告が受理された場合は、次により関係書類等を提出する。

イ 提出期限

輸出取止め再輸入申告の日の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）

ただし海上貨物においては上記の提出期限又は輸出申告に係る出港予定年月日のいずれか早いときまでに提出すること。

ロ 提出書類

輸出取止めの理由を記載した書面を提出する場合に、当該書面に申告番号、輸出取止め再輸入申告年月日、申告先税関官署及び部門並びに通関業者等名その他必要事項を付記し提出する。

なお、関税法基本通達67-1-15（2）イに規定する輸出許可書の提出は要さない。

ハ 提出先

輸出取止め再輸入申告を行った税関官署（通関担当部門）

ニ 電子ファイルによる提出

前記ロ（提出書類）に定める関係書類を電子ファイルにより提出する場合は、通関関係書類の電子ファイルによる提出により行う。

輸出取止め再輸入申告事項呼出し（E E B）業務及び事項登録（E E A）入出力画面

「輸出取止め再輸入申告事項呼出し（E E B）」業務（入力画面）

EEB 輸出取止め再輸入申告事項呼出し

ファイル(F) 表示(V)

輸出取止めを行う輸出許可済みの輸出
申告番号を入力する

申告番号*

「輸出取止め再輸入申告事項登録（E E A）」業務（出力画面）

* P3の[1]参照

* 業務仕様書

【EEA】輸出取止め再輸入申告事項登録
「あて先官署は通関蔵置場を管轄
する税関内の官署であること。た
だし、自由化申告（注）または航
空の場合は、通関蔵置場を管轄
する税関内の官署、当初許可税関ま
たは許可内容変更申請税関である
こと。」

（注）この場合の自由化申告とは
「当初申告」のことを指す。

EEA 輸出取止め再輸入申告事項登録（大額）

ファイル(F) 表

通部 繰返部

あて先官署 通関予定蔵置場 申告番号

輸出取止め再輸入の理由*

代表統番 申告種別 [] 区分 輸出許可官署 輸出許可部門

輸出許可年月日 / / 輸出許可番号 搬入表示 []

・ 輸出取止め再輸入の理由（全角200字以内、
超える場合は別途提出）
* 詳細はP3の [5] 参照。

EEAを実施すると輸出許可番号の枝番
から1繰り上がる

輸出取止め再輸入申告に係る業務フロー

